

無料受診券の交付を希望する方（市民税非課税世帯の方）へ

市民税非課税世帯の無料受診券の交付には申請書の提出が必要です。

*申請方法

直接または郵送で以下の必要書類を受付場所に提出

【直接提出の場合】申請書(申請者(受診者)の健康保険証(マイナ保険証)を持参してください。)

【郵送の場合】申請書・申請者(受診者)本人の健康保険証(マイナ保険証)のコピー

同一世帯でない代理人が申請する場合は、上記書類に加え代理人の本人確認書類を持参(郵送はコピーを添付)してください。

(本人確認書類は運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等)

※提出する健康保険証のコピーは被保険者記号・番号をマスキング(黒く塗りつぶす等)して見えないようにしてください。

*無料受診券の交付

交付申請書の受理後2週間程度で申請者または代理人の住所に無料受診券を郵送します。

*市民税非課税世帯とは

住民登録上の同一世帯員全員が市民税非課税である世帯

！ 以下の場合、無料受診券を交付できません。あらかじめご確認のうえ申請ください。

- 市・県民税の申告をせず課税情報がない方が世帯内にいる場合、市民税非課税世帯と認定できません。税担当窓口で申告後に、無料受診券の交付を申請してください。
- 令和6年1月1日時点で新潟市に住民票がなかった方は、無料受診券を交付できません。
1月1日時点で住民票があった市町村の課税証明書を提出してください。
- 生活保護受給者の方は保護担当課に直接ご相談ください。
- 申請書の署名、世帯員名簿に誤りがあると無料受診券を交付できません。
- 申請書の内容について電話で確認させていただく場合があります。申請書の連絡先には、平日の日中に必ず連絡の取れる電話番号を記載してください。連絡が取れない場合、無料受診券を交付できません。

！ 提出前のチェックリスト

- 交付を希望する検診は対象年齢等に該当していますか？(詳しくは裏面をご覧ください。)
- 70歳以上の方は申請の必要がありません。ご確認ください。
- 受診日まで2週間以上の日にちがあいていますか？
- 住民登録上の世帯員全員を名簿に記載しましたか？
- 名簿に記載した全員の市民税が非課税ですか？
- (郵送の場合)個人番号・被保険者記号・番号をマスキングしましたか？

◇無料受診券の対象となる検診・年齢

◇申請書の提出先 は裏面をご覧ください。

